



雨にも負けず

雨続きの時期の五小の運動会でしたが、しっかりと根をはった芝生のおかげで、校庭がぬかるむこともなく、無事に行われました。

「玉入れ」では、子どもたちは空に向かって、雨雲を吹き飛ばしてしまうくらい、元気に玉を投げていました。

おもな内容

行政改革の取り組み状況をお知らせします	2	
情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況 ほか	3	
みずほ伝言板	3地区夏まつり 新郷土資料館「愛称」募集中 ほか	4~7
福祉	平成26年度介護保険料納入通知書を発送します 社会を明るくする運動 ほか	8~11
インフォメーション	夏休み学習室フリースペース 保存樹木・樹林制度 ほか	14~16
教育委員会からのお知らせ	指定学校変更および区域外就学について 町営プールが始まります ほか	17~20

平成25年度 情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

町等（町長、教育委員会、選挙管理委員会、議会など）が保有している情報を町民の皆さまからの請求により公開する制度です。この制度を実施することで、町政がより一層開かれたものとなり、町民の皆さまと町との信頼関係が強化され、公正な町政の運営が図られることを目指しています。ただし、法令で公開することができないと規定されている情報や個人のプライバシーに関する情報など、公開できないものもあります。

平成25年度情報公開制度の運用状況

実施機関	請求件数	決定内容			取下げ	不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開 (うち文書不存)		
町長	8	1	6	1(1)	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
計	8	1	6	1(1)	0	1

個人情報保護制度

町では、日常の業務でたくさんの個人に関する情報を扱い、住民サービスの向上に努めています。しかし、その取扱いに適正を欠いた場合は、皆さまのプライバシーが侵害されることになるため、個人情報の取扱方法を定めたものです。この制度により、町では皆さまの大切な個人情報を厳重に管理し、保護に努めています。

■個人情報取扱事務とは

個人情報を扱う事務の目的や内容について町長に届出を行い、公示することが義務付けられています（取扱事務届出）。また、届出のあった個人情報は、原則として届け出た目的以外の利用（目的外利用）や町以外に提供（外部提供）することを禁止していますが、例外として本人の同意が得られている場合、人の生命や財産を守るため緊急かつやむを得ない場合などについては、目的外利用や外部提供が認められています。

■自己情報の開示請求とは

町が保管する個人情報は、本人に限り自己情報の開示を請求することができます。平成25年度の自己情報開示請求は、1件でした。

■自己情報の訂正等とは

町が保有する個人情報について、自己情報の記載に誤りがある場合には訂正の請求、自己情報が収集の制限を超えて収集されている場合には削除の請求、自己情報が個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて利用され、または提供されている場合には目的外利用の中止請求をすることができます。

平成25年度の訂正、削除、目的外利用の中止請求はありませんでした。

平成25年度個人情報取扱事務届出状況

実施機関	取扱事務届出	目的外利用届出	外部提供届出
町長	336(1)	97	104
教育委員会	49	7	5
選挙管理委員会	8	4	4
監査委員	1	0	0
農業委員会	1	2	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0
議会	5	1	0
計	401(1)	111	113

*取扱事務の各届出は、平成15年の制度施行時からの延べ件数です。()内が平成25年度に届出のあった件数です。

問合せ 総務課 ☎ 557-7495

問合せ 福生消防署 ☎ 552-0119

- 子どもと一緒に水遊びをする際、大人が必ず付き添い、子どもが泳いでいる時は、目を離さないようにしましょう。
- 飲酒後や体調不良時には遊泳は行わず、もし遊泳しようとしている人がいたら、やめさせましょう。
- 海辺や河川でのレジャーは、ライフジャケットの着用など事故防止に努め、天候不良が予測される場合は中止しましょう。
- プールでは、他の人にぶつからないように注意し、走ったりしないようにしましょう。

河川やプール等での事故を防ぐために

問合せ 企画課 ☎ 557-7469

任期 平成26年6月から2年間

石川 任	関谷 とみえ
岡田 恵美子	高橋 洋子
川口 尊	土屋 葉子
神崎 康雄	根岸 八千代

【氏名（敬称略）】

町の男女共同参画に関する施策の提言や、推進計画の進捗よく状況のチェックなど、町の男女共同参画社会実現の一翼を担っていただいています。

PARTNER パートナー 瑞穂町男女共同参画社会 推進委員会委員

行政改革の取り組み状況をお知らせします

町では、第4次長期総合計画の基本理念である「自立と協働」と整合させ、計画した事業を推進するために、第4次行政改革大綱を策定し、継続的に行政改革を進めています。平成25年度の取り組み状況を、住民等で構成する行政評価委員会行政改革推進分科会に報告し、意見をいただきました。

平成25年度の取り組み状況（70項目）

- 一定の目標を達成した…53項目
 - 現在取り組み中であるが目標を達成していない…17項目
- ※目標を達成していない項目や新たな課題は、行政改革大綱の目標年次である平成27年度に向けて、取り組みを進めていきます。

行政改革大綱と取り組み計画（実施細目）の全文は、町ホームページと情報公開コーナーでご覧になれます。

平成25年度の行政改革の効果

- 収入の確保…約5,803万円
 - 支出の削減…約5,631万円
 - 節減金額合計…約1億1,434万円
- この節減金額は、現在行われている事業の更なる推進に充てたり、今後の施設の改修や新たな行政課題に投資することになります。
※決算額が確定していないため、見込みの金額です。

平成25年度に取り組んだ主な内容

●住民や社会貢献活動団体等との協働

スポーツ祭東京2013（東京国体）が開催され、多くの住民や団体の協力により、競技会が運営されました。全国から訪れた選手はもちろん、応援の方々にも温かいおもてなしの心で支援していただき、協働によって事業が推進されました。



▲スポーツ祭東京2013 おもてなしブースの様子

●民間活力の活用

指定管理者が運営する耕心館では、民間活力が発揮され、開館日数の拡大や、夜間開館を実施したほか、さまざまな企画展を実施し、多くの来館者がありました。また、この趣から、天皇皇后両陛下が行幸啓されました。

●安定した財源の確保

- ①納税環境の整備
納税者の利便性と納付機会の拡大を図り、町税や国民健康保険税等をコンビニエンスストアで納付できるよう、納税環境を整備しました。閉庁時間や金融機関の営業時間外でも納付できる環境となりました。
- ②企業誘致策の実施
町の区域内に新設する企業に対し、企業誘致促進条例により、瑞穂町指定企業として誘致するこ

とができました。町の活性化や、新たな雇用の創出につながることを期待されます。

③特定財源の確保

殿ヶ谷地区に完成した「寄り合いハウスいこい」の建設に対し、東京都市町村総合交付金と財団法人自治総合センターからの補助金等を確保することができました。一般財源の負担を軽減することができ、健全財政の堅持につながりました。



▲寄り合いハウスいこい オープンの様子

●職員一人ひとりの意識の徹底

瑞穂町第4次行政改革大綱について、社会的背景や町の状況を踏まえ、行政改革の取り組みが進んでいない項目だけではなく目標を達成した項目を見直し、第4次長期総合計画の基本理念である「自立と協働」と整合させた「瑞穂町第4次行政改革大綱 実施細目Ⅱ」を策定しました。平成26年度から平成27年度を重点期間とし、職員への意識付けが徹底されています。

行政改革推進分科会から頂いた意見

分科会委員の意見を各担当課へ伝え、職員の意識向上につなげてもらいたいと大きく2点の意見がありました。

- ①効果額や成果が明らかでないものや達成状況が低い項目については、翌年度に向けてどのような取り組みがされるのか、方向性を示している項目が少ない。
- ②行政だけではできない、民間の経営能力を活かした新たな取り組みを調査研究し、公共サービスへとつなげていくべき。

問合せ 企画課 ☎ 557-7468